



薬食監麻発第0813005号

平成19年8月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を制定するとともに、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成19年8月13日付け薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）を通知したところである。麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「規則」という。）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第11項の許可をいう。以下同じ。）に係る手続の運用に当たっては、下記事項に留意されるよう、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

- (1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、地方厚生（支）局麻薬取締部は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示させること。
- (2) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請書（規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
 - ① 以下に掲げる事項については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること。

と。なお、同一人が、申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合、ア)の事項については、同一の内容を記載して差し支えないこと。

ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ) 免許証の番号及び免許年月日

ウ) 麻薬業務所の名称及び所在地

② すべての申請者が押印すること。

③ 3以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合、各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足するため、別紙（別紙様式1）を設けて記載事項を記載すること。

④ 期間を限定して許可を受けようとする場合、許可申請書の備考欄にその期間を記載すること。

(3) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書の正本を1部、許可申請書の副本を申請者の数に1を加えた部数、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に提出すること。

(4) 麻薬小売業者は、許可申請書を提出する際、各麻薬小売業者の免許証の写しを1部ずつ提出すること。

2 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

(1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙様式2に必要事項を記載の上、許可申請書の副本を添付したものとする。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に交付すること。

(3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考とすること。

① 麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（別紙様式3）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（別紙様式4）を麻薬の譲受人に交付すること。

② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。

③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではないこと。

- (4) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供を行うこと。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

3 許可業者の留意事項について

- (1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付された条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。
- ① 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること。
 - ② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。
 - ③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認すること。
 - ④ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。
- (2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、麻薬帳簿の備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載すること。
- (3) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑤の届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。
- (4) 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできないことに留意すること。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

- (1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更届書（規則別記第10号の3様式。以下「変更届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
- ① すべての許可業者が押印すること。
 - ② 許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する

欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。

(2) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更等の届出に当たっては、変更届書の正本を1部、変更届書の副本を許可業者の数に1を加えた部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に提出すること。

(3) 許可業者は、変更届書を提出する際、規則第9条の2第6項に規定する変更届書を提出すべき事由の発生を証明する書面を1部提出すること。

(4) 規則第9条の2第7項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えは、変更届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を裏書きの上、麻薬小売業者間譲渡許可変更届の副本を添付することをいうこと。

(5) 変更届書を受理したときは、書替え後の許可書を、変更を届け出た許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付したときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供すること。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の（8）の①の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行う際には、麻薬小売業者譲渡許可書再交付申請書（別紙様式6）によること。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

(1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納すること。

(2) 許可業者は、（1）の返納の際に、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（別紙様式7）を提出すること。なお、許可業者が3を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。

- (3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた地方厚生（支）局麻薬取締部は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。
- (4) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けたときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供すること。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

7 その他

都道府県の薬務主管課におかれては、許可業者に係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者が法第7条に規定する業務廃止等の届出を行ったとき、又は許可業者が麻薬小売業者の免許証の記載事項変更届を行ったときには、速やかに、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して、その旨の情報提供を行っていただきたいこと。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称)	印					
	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称)	印					
	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称)	印					

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙様式2)

麻薬小売業者間譲渡許可書

(局の発番) 第 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡を、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条11項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 年 月 日 から
譲渡しの期間

平成 年 月 日 まで

なお、本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する。

- (例)① 本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（別記様式1）の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（別記様式2）を麻薬の譲受人に交付すること
- ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること
- ③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと（ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではない。）

平成 年 月 日

厚生（支）局長

(別紙様式 3)

麻薬譲受確認書						年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地							
	名称							
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地							
	名称					印		
品名	容	量	筒	数	数	量	備	考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。

(別紙様式 4)

麻薬譲渡確認書					年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名称	印					
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名称						
品名	内容	量	筒数	数	量	備考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(別紙様式 6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式 7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。 年 月 日 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。